

第5章 計画

1 都立高校改革

(1) これまでの都立高校改革

東京都教育委員会は、平成9年9月に都立高校改革のための長期計画である「都立高校改革推進計画」（平成9～18年度）を策定した。これに基づく二次にわたる実施計画と、その後の社会状況の変化や教育への都民の期待の高まりなどを踏まえた「都立高校改革推進計画・新たな実施計画」（平成14年10月策定）により、一人一人の生徒の多様性に対応した弾力的な教育を実施し、中途退学率の低下や都立高等学校入学者選抜の倍率の回復等、一定の成果を上げてきた。

その後、都立高校改革推進計画に基づく取組の成果検証や、中学生や高校生を含む都民、企業、大学等を対象とした都立高等学校に対する意識調査を実施した上で、平成23年9月に都立高校白書を作成・公表し、生徒の学力や体力、規範意識、職業的自立意識、教員の資質・能力や学校の経営体制などについての現状と課題を明らかにした。

それに基づき、その間の教育基本法の改正（平成18年）や学習指導要領の改訂（平成21年）の趣旨も踏まえながら、都立高等学校が都民の期待に添えていくためには、明らかになった課題の解決に向けて計画的に取り組んでいく必要があるという認識のもと、平成24年2月に、10年間の新たな長期計画である「都立高校改革推進計画」（平成24～令和3年度）と、当初4年間の具体的な計画である第一次実施計画を策定し、都立高等学校の更なる改革に取り組んできた。また、平成28年2月に都立高校改革推進計画を一部改訂するとともに、新たな取組を数多く盛り込んだ新実施計画を策定した。平成31年2月には新実施計画に基づく取組を着実に推進するとともに、都民の期待・信頼に応え、魅力ある都立高校であり続けることを目的として、「新実施計画（第二次）」を策定した。

(2) 「都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム」の策定

ア 目的

東京都教育委員会は、これまで生徒の学びの充実やその学びを支える教育環境の整備など様々な取組を進めてきた。一方で、グローバル化の進展やコロナ禍による交流・体験活動の機会の減少など生徒を取り巻く環境は変化しており、加えて、不登校やヤングケアラー等様々な困難を抱える生徒への支援等、都立高校に対する都民の期待は依然大きなものがある。

こうした、都立高校を取り巻く環境が変化する中、新たな課題等の解決とともに、都立高校の魅力向上を図るため、令和5年3月に「都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム」を策定した。

イ 3つの施策の方向性

I 自ら未来を切り拓く力の育成
自ら課題を発見し解決する力や他者と協働し新たな価値を創造する力など、変化の激しい時代を生きる上で必要な資質・能力を育むため、生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばす取組を推進
II 生徒目線に立った支援の充実
誰一人取り残さない教育の実現に向け、全ての生徒が家庭の状況等にかかわらず安心して教育を受けられるよう、学校や家庭、専門機関等が連携し、個々の生徒に応じた支援を充実
III 質の高い教育を実現するための環境整備
中学生やその保護者に選ばれる都立高校を実現するため、民間企業等の多様な主体を活用し教育環境の充実を図るとともに、生徒や社会のニーズに応える特色ある学校づくりを推進

ウ 実施期間

令和4年度を含む令和6年度まで

エ 施策の体系



(3) 都立高校等の配置計画等(令和5年12月1日現在)

ア 学校の設置

内容	対象校<設置場所>	開校(予定)年度
新国際高校(仮称)	<旧東京都職員白金住宅地>	—
立川地区チャレンジスクール	<旧多摩教育センター敷地>	令和7年度

※新国際高校(仮称)については、基本設計の結果等を踏まえ、できるだけ早期に開校予定

イ 閉課程

内容	対象校	閉課程(予定)年度
全日制課程・定時制課程併置校において、夜間定時制課程の閉課程により併置を解消	小山台高校	未定
	立川高校	令和7年度

2 東京都特別支援教育推進計画

(1) これまでの東京都特別支援教育推進計画

東京都教育委員会は、平成15年3月に国が示した「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」や平成16年6月の障害者基本法の改正等を受け、都における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする総合的な計画として、平成16年11月に東京都特別支援教育推進計画を策定した。

具体的には、第一次実施計画（平成16年度～平成19年度）、第二次実施計画（平成20年度～平成22年度）及び第三次実施計画（平成23年度～平成28年度）に基づき、特別支援学校の再編整備、個に応じた指導と支援の充実、発達障害教育の推進、特別支援教育の支援体制の整備など、特別支援学校のみならず、都内公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程（以下「小・中学校」という。）並びに都立高校及び都立中等教育学校後期課程（以下「都立高校等」という。）を含めた全ての学校において特別支援教育を推進に取り組んできた。

(2) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の策定

障害者や東京都を取り巻く様々な状況の変化の中、東京都特別支援教育推進計画の計画期間終了後も引き続き特別支援教育を推進していくため、新たな特別支援教育推進のための長期計画として、東京都特別支援教育推進計画（第二期）（以下「推進計画（第二期）」とする。）を平成29年2月に策定した。

ア 基本理念

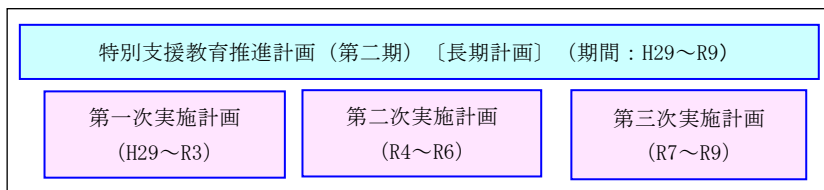
共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸長して、社会に参加・貢献できる人間を育成

イ 計画の構成

長期計画である推進計画（第二期）と、当面の具体的な取組を明らかにする第一次から第三次までの実施計画で構成

平成29年2月に推進計画（第二期）及び第一次実施計画を策定

令和4年3月に第二次実施計画を策定



ウ 計画のポイント

(ア) 共生社会の実現に向けた全ての学びの場における特別支援教育の充実

全ての障害のある幼児・児童・生徒が自分らしい生き方を見付け、将来の夢

や希望を実現するため、全ての学びの場における指導と教育環境を更に充実
⇒施策の方向性Ⅰ・Ⅱ

- (イ) 未来の東京を見据えた特別支援教育の推進
防災教育やスポーツ・芸術教育など、東京や社会の変化を見据えた教育を新たに推進 ⇒施策の方向性Ⅲ
- (ウ) 特別支援教育を支える基盤の強化
教員の専門性向上や区市町村教育委員会への支援の充実など、特別支援教育の基盤を一層強化 ⇒施策の方向性Ⅳ

(3) 推進計画（第二期）の目指す将来像と政策目標

<施策の方向性Ⅰ>特別支援学校における特別支援教育の充実

<目指す将来像>

- 特別支援学校に在籍する全ての幼児・児童・生徒が、視野や関心を広げるための教育を受け、自らの将来について明確な目標を持ち、その実現に向けて、生き生きとした学校生活を送っている。
- 全ての特別支援学校において、充実した教育環境の中、幼児・児童・生徒一人一人の障害の種類・程度や多様な教育ニーズに応じた専門性の高い指導・支援が行われ、それぞれの有する能力が最大限に高められている。
- スポーツや芸術など様々な場面における交流活動等を充実することで、特別支援学校と小学校、中学校、都立高校等の幼児・児童・生徒が、お互いに理解し合い、尊重し合う心を育んでいる。

<政策目標>

事 項	推進計画(第二期) 策定時	推進計画(第二期) の目標値
都立特別支援学校高等部において準ずる教育課程を履修した卒業生の進学率（特別支援学校高等部専攻科への進学者を除く。）	42.9% H27 年度卒	53%以上 R9 年度卒
都立特別支援学校高等部卒業生の企業就労率	41.2% H27 年度卒	50%以上 R9 年度卒
都立知的障害特別支援学校高等部卒業生の企業就労率	46.4% H27 年度卒	55%以上 R9 年度卒
自立活動を主とする教育課程を履修する児童・生徒の個別指導計画を複数の分野の専門家が関与して作成している都立特別支援学校数	26校 H28 年度	対象となる児童・生徒が在籍する全都立特別支援学校 R9 年度
都立知的障害特別支援学校高等部の就業技術科・職能開発科の設置校数	7校 H28 年度	13校 R9 年度
都立知的障害特別支援学校における普通教室数	1,239 教室 H28 年度	学級数分の普通教室を確保 R9 年度
副籍制度の利用率(直接交流又は間接交流実施率)	小52.1% 中29.2% H27 年度	小80%以上 中50%以上 R9 年度

<施策の方向性Ⅱ> 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

《目指す将来像》

- 小学校、中学校、都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒が、充実した教育環境の下で、適切な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導・支援によって、着実にその力を伸長させている。
- 発達障害のある児童・生徒に対して、切れ目なく、継続性のあるきめ細かな指導・支援が行われ、児童・生徒一人一人が、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を身に付けている。

《政策目標》

事 項	推進計画(第二期) 策定時	推進計画(第二期) の目標値
都と連携し、計画的・継続的に特別支援学級の専門性向上に取り組んだ区市町村数	モデル実施 (9区市町) H24 年度	全区市町村 R9 年度
学校生活支援シート(個別の教育支援計画)の作成が必要な児童・生徒がいる学校のうち、作成済みの学校の割合※ (小学校、中学校、都立高校等)	小84.5% 中80.2% 高37.7% H27 年度	小100% 中100% 高100% R9 年度
小学校における特別支援教室の導入校数	602校 H28 年度	全校導入済 R9 年度
中学校における特別支援教室の導入校数	モデル実施 (4地区45校) H28 年度	全校導入済 R9 年度
全都立高校等における通級による指導に係る仕組みの整備	パイロット校 実践準備 H28 年度	運用 R9 年度

※ 本人及び保護者が、学校生活支援シート作成の必要性について十分に理解した上で、それでもなお作成を希望しない場合については、本目標値の対象から除く。

<施策の方向性Ⅲ> 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

《目指す将来像》

- 主権者教育、防災教育の充実やICT機器の活用など、社会状況の変化に即した特別支援教育を推進することで、障害のある幼児・児童・生徒が、変化する社会に的確に対応しながら、自立して生きるための力が育まれている。
- 障害のある幼児・児童・生徒が、スポーツや芸術活動への取組を通じて自己実現の場を広げ、その才能を十分に発揮するとともに、豊かな心や健やかな体が育まれている。
- 障害のある幼児・児童・生徒が、東京2020大会に様々な形で関与することを通じて、豊かな国際感覚を醸成し、経験や感動を将来の意欲へとつなげるなど、幼児・児童・生徒一人一人に人生の糧となる掛け替えのないレガシーが残されている。

〈政策目標〉

事 項	推進計画(第二期) 策定時	推進計画(第二期) の目標値
地域や関係機関と連携した宿泊防災訓練を実施した都立特別支援学校数及び参加児童・生徒・教員数	34校 1,719人 (単年度)	H28 年度 全都立特別 支援学校 累 計 30,000人 H29 ～R9 年度
スポーツ教育推進校に指定した都立特別支援学校において、障害者スポーツの全国大会に出場し、入賞した生徒・チーム数	3人・ チーム	H27 年度 35人・ チーム以上 R9 年度
障害者スポーツの振興に向けた施設整備を実施した都立特別支援学校数	5校	H28 年度 50校以上 R9 年度
アートプロジェクト展に応募する児童・生徒数及び特別支援学校数	830人 44校	H28 年度 1,200人 全都立特別 支援学校 R9 年度
オリンピック・パラリンピアン等の派遣により、児童・生徒とアスリートの直接交流を実施した都立特別支援学校数	累計13校	H28 年度 全都立特別 支援学校にお いて1回以上 R9 年度

〈施策の方向性IV〉特別支援教育を推進する体制の整備・充実

〈目指す将来像〉

- 特別支援教育に対する意欲に満ちあふれ、教科や自立活動の指導に精通した専門性の高い教員が多数育成されている。
- 都教育委員会及び区市町村教育委員会の相談機能が強化されるとともに、保護者の意向を踏まえながら、客観性や透明性の高い仕組みによる就学・入学決定が行われることで、障害のある幼児・児童・生徒が、その能力を最大限に伸ばすることができる学校で学んでいる。
- 保護者や地域に信頼される学校づくりの取組や教育、保健、医療、福祉、労働など関係機関の連携が充実するとともに、地域や都民の共生社会への理解が進むことで、障害のある幼児・児童・生徒を、社会全体で支援する体制が強化されている。

〈政策目標〉

事 項	推進計画(第二期) 策定時	推進計画(第二期) の目標値
特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率	65.3% H27 年度	100% R9 年度
特別支援学校級担任の特別支援学校教諭免許状保有率	小29.9% 中20.9% H27 年度	小66% 中53% R9 年度
学校経営診断を受けた都立特別支援学校数	累計42校 H28 年度	全都立特別 支援学校 R9 年度
区市町村教育委員会の当初の就学先の判断と保護者の意向が異なる事例の割合	9.5% H27 年度	5%以下 R9 年度
区市町村相談担当者向け研修の累計受講者数	890人 (単年度) H28 年度	累計 15,000人 H29 ～R9 年度
特別支援教育の理解促進に向けた行事への参加者数	年間平均 約3,000人 H25 ～H27 年度	累計 35,000人 H29 ～R9 年度

(4) 推進計画（第二期）第二次実施計画における主な取組

<施策の方向性 I> 特別支援学校における特別支援教育の充実

- 個別指導計画の評価を活用した教育課程の充実
 - ・ 教育活動の質の向上を図るためのカリキュラム・マネジメントの充実に向け、各学校が個別指導計画に基づき児童・生徒の学習の成果を的確に捉え、教育課程の評価・改善につなげる方法を検討
- 知的障害のある児童・生徒の学習支援アセスメント（特別支援学校版）の開発
 - ・ 児童・生徒の学習状況等を的確に把握し、その結果に基づき、児童・生徒一人一人に最適な指導内容をより設定しやすくできる学習支援アセスメントを開発
- 特別支援学校高等部における進路指導の充実

【知的障害】

- ・ 職業教育を主とする専門学科の設置により、高等部普通科に在籍する生徒の実態が変化していることから、各学校で複数設定している教育課程の在り方を見直し、指導を充実

【視覚障害・聴覚障害】

- ・ 生徒の進路を見据えて必要な資質・能力を育成できるよう、高等部普通科の教育課程や専攻科のコース設定の見直しを図り、適切な進路選択につながる職業教育を充実
- ・ 大学進学を目指す中高一貫校の中央ろう学校において、学習支援アプリ等の活用により学力の向上を図るなど、進学指導を充実
- 知的障害特別支援学校の規模と配置の適正化
 - ・ 都立知的障害特別支援学校の在籍者数は、今後も増加が見込まれることから、学校の新設や校舎の増改築などにより教育環境を整備

○ 職能開発科の設置の推進

- ・ 知的障害が軽度から中度の生徒を対象として、主に職業教育を実施する職能開発科について、既設の4校に加え第二次実施計画期間中に3校へ設置し、生徒の企業就労を促進

令和5年度：青鳥特別支援学校

令和6年度：練馬特別支援学校、南多摩地区特別支援学校(仮称)

※推進計画(第二期)の計画期間中に、更に1校へ設置

○ スクールカウンセラー等の活用による教育相談の充実

- ・ 児童・生徒の多様な悩みや不安に対応するため、都立知的障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校のうち12校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制を充実させるモデル事業を実施
- ・ 都立学校「自立支援チーム」が都立特別支援学校の要請に応じユースソ

ーシャルワーカーを派遣し、引き続き児童・生徒へ福祉の支援等を実施

○ 医療的ケア児への支援の充実

【医療的ケア児専用通学車両の運行】

- ・ 都立肢体不自由特別支援学校で運行している専用通学車両について、勤務形態の多様化や乗車時の報酬引き上げを図るとともに、看護師以外の職の新設等により、車内で医療的ケアを行う看護師の確保を推進
- ・ 都立知的障害特別支援学校等での運行に向けたモデル事業により、実施のための必要な学校体制・手続等を検証
- ・ 専用通学車両への乗車が困難で電車やバス、自家用車等による通学ができない児童・生徒が、通学手段として福祉タクシー等を利用する場合の交通費を支援

【医療の専門的知見の活用】

- ・ 医療的ケアの高度化・複雑化に対応するため、解決困難な課題について、「スクールカンファレンスチーム」を設置し、主治医をはじめ複数の医師が共同で助言する仕組みを構築

【入学後の保護者付添いの短縮化】

- ・ 学校の看護師等に医療的ケアの対処方法等を引き継ぐための保護者の付添いの期間短縮に向け、モデル事業を医療的ケア児が入学する都立特別支援学校全校へ拡大

<施策の方向性Ⅱ> 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

- 知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実
 - ・ 将来の社会生活で生きて働く実践的な力等を身に付けられるよう、各教科の内容を組み合わせて行う指導の形態を充実
- 知的障害のある児童・生徒の学習支援アセスメント（特別支援学級版）の開発
 - ・ 今後開発する「学習支援アセスメント（特別支援学校版）」を基に、知的障害特別支援学級において活用できる学習支援アセスメントを開発するとともに、就学相談において活用
- 副籍制度の充実による交流活動の推進
 - ・ 副籍制度に関する保護者等を対象とした調査を実施し、その結果を分析した上で、効果的な保護者への普及啓発策の立案など、今後の充実策を検討
 - ・ 特別支援学級と通常の学級との交流など新たな好事例を収集し、「副籍ガイドブック」や「副籍好事例&アイデア集」を改訂
 - ・ 特別支援学校と居住地の学校とのデジタルを活用した交流を実施
- 学校におけるインクルージョンに関する実践的研究
 - ・ 区市町村と連携した小・中学校における交流及び共同学習の実践的研究の推進と成果の普及

- 特別支援教室の円滑な運営
 - ・ 令和3年度に全小・中学校への導入が完了した特別支援教室について、各校への巡回指導や指導事例の共有等により、取組の充実を支援
- 発達障害のある児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる体制の充実
 - ・ 発達障害のある児童・生徒に対し、在籍する学級でサポートを行う人材の配置等を支援し、小・中学校の体制を充実
- 都立高校等に在籍する障害のある生徒への適切な支援の実施
 - ・ 障害に応じた施設のバリアフリー化や、介助職員等による生活介助、看護師による医療的ケアの実施
 - ・ 都立高校での人工呼吸器管理への適切な対応
- 通級による指導の充実
 - ・ 専門的な知識・ノウハウを持つ特別支援学校が都立高校を支援する仕組みを整備し、高校における指導を充実
 - ・ 都立特別支援学校が複数の都立高校等を支援する「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク」を形成し、日常的な助言等を実施
 - ・ エリアネットワークの中心となる都立特別支援学校に、高い知識と経験などを有する教員を新たに配置し、都立高校等を総合的に支援
 - ・ エリアネットワークによる支援と研修の充実等により、全ての教員の発達障害への理解を深めることで、生徒への充実した支援を実施
- 発達障害教育に対する教員の理解推進
 - ・ 教員を対象に、発達障害のある生徒に対する在籍学級での支援や、通級による指導の事例を取り上げた講習会を実施

<施策の方向性Ⅲ>変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

- デジタルを活用した指導内容・方法の研究・開発
 - ・ デジタル教科書に加えデジタル教材を活用することにより、障害のある児童・生徒の効果的な指導方法を研究・開発
 - ・ 知的障害のある児童・生徒のための教科書に準拠したデジタル教材を開発
 - ・ 視覚障害のある児童・生徒が画面を見やすくなるアプリケーションや点字ディスプレイを用いて、効果的な指導方法を研究
- TOKYOスマート・スクール・プロジェクトの推進
 - ・ 令和4年度の高等部新入生から、生徒所有による一人1台端末を整備
 - ・ 端末等の購入に係る保護者の費用負担を適切に支援
- 特別支援学校における宿泊防災訓練の充実
 - ・ 災害時に、学校が児童・生徒等の安全を確保することができるよう、実践的な宿泊防災訓練を引き続き実施
- 特別支援教育の理解促進に向けた障害者スポーツを通じた交流の推進
 - ・ 都立特別支援学校をスポーツ交流推進校に指定する仕組みを導入し、障

害者スポーツを通じた特別支援学校と地域の学校との交流を更に活性化し、相互理解を促進

- ・ 部活動においても、引き続き都立特別支援学校と小・中学校や都立高校等との交流を促進
- 芸術系大学等と連携した芸術教育の推進
 - ・ 既存の芸術教育推進事業に加え、新たに写真・映像等のデジタル表現に係る指導内容・方法を研究・開発
 - ・ 新たに「Web美術館（仮称）」を開設し、東京都特別支援学校アートプロジェクト展で展示した作品を掲載することで障害者アートへの理解を促進

<施策の方向性Ⅳ>特別支援教育を推進する体制の整備・充実

- 人事異動・配置の活用による専門性の向上
 - ・ 教員の特別支援教育に関する指導力や実践力を高めるため、小・中学校と特別支援学校との間で現在の3年間の異動交流に加え、新たな短期交流をモデル実施
 - ・ 小・中学校の特別支援学級等へ、高い専門性を持つ教員や経験豊かな教員を継続して配置することができるよう、人事異動や配置の工夫を検討
- 特別支援教育に関する研修の充実
 - ・ 全ての学校において特別支援教育を充実させていくため、全校種を対象とした研修の受講機会の拡大などにより、より多くの教員の障害への理解や対応力を一層向上
 - ・ 発達障害や知的障害に関する研修について、新たな研修の設定やキャリアに応じた研修の充実などにより、教員の素養や専門性の向上を一層促進
- 就学相談の機能充実
 - ・ 区市町村の就学相談を医療や法律等の専門的知見で支援する「専門家チーム」の一層の活用を促進するとともに、就学時のみならず、進級時などの機会を捉え、障害のある児童・生徒が学びの場を柔軟に見直すための転学相談を充実
 - ・ 保護者が障害のある幼児・児童・生徒にとって最適な学びの場を選択することができるよう、保護者の就学相談への理解を深め、早期からの相談を促す「保護者向けガイド」等を作成し、広く周知
- 特別支援学校卒業生の職場定着支援
 - ・ 新たに「就労移行支援（職場定着）チーム」を編成し、地域の就労支援機関と連携して卒業生の教育から就労への円滑な移行を支援

3 「TOKYO ACTIVE PLAN for students」

人生100年時代を迎え、生涯を通じて健康に生活するためには、人間のあらゆる活動

の源である体力を高めることが重要である。

現在、東京2020大会の成果を活かした歩みを進める新しいステージに立っている。これからの子供の体力向上に向けた取組については、運動の多様な関わり方（する・みる・支える・知る）を踏まえた取組を充実させるなど、時代のニーズや社会状況の変化に対応する観点から見直していくことが大切である。このため、令和2年度から2年間、学術研究等の学識経験者、学校関係者等の協力を得て、「総合的な子供の基礎体力向上方策作成委員会」を設置し、新たな総合的な子供の基礎体力向上方策について検討を行ってきた。その検討を踏まえ、東京の子供たちが楽しみながら運動やスポーツに参画し、体力を高めることを目的とした、「TOKYO ACTIVE PLAN for students」を策定した。

(1) 体力向上施策の方向性

- ① 個に応じて、運動やスポーツの多様な楽しみ方を学ぶことができる体育（保健体育）の授業を実践
- ② スポーツの関係団体等と連携し、運動習慣が定着する取組を推進
- ③ 専門家等と連携し、運動、食事、休養及び睡眠等の生活習慣の大切さを伝える健康教育を推進
- ④ 誰もが楽しめる、多様なニーズに応じた運動をする機会を創出
- ⑤ 多様なスポーツとの関わり方を学び、関心を高める取組を推進

これらの施策により、子供たちの「運動をするための体力」と「健康に生活するための体力」が結果として高まっていく。

(2) 具体的な取組

【PROJECT 1】個別最適な学びを実現する授業の実践

- ①学習ログ(体力テスト結果を含む)の蓄積、分析できるシステムの構築
- ②デジタル技術等の活用による「教え方」や「学び方」の充実

【PROJECT 2】スポーツライフの推進

- ①地域社会の力を活用した多様な運動機会の創出
- ②子供自らが運動習慣の定着を図る取組の充実

【PROJECT 3】健康的な生活スタイルの確立

- ①専門的な外部指導者等と連携した健康的な生活スタイルを確立する取組の推進
- ②子供が自ら健康的な生活習慣の定着を図る取組の充実

【PROJECT 4】多様なニーズに応じた運動部活動の充実

- ①関係団体等と連携した誰もが楽しめるスポーツを実施
- ②科学的なトレーニングの導入

【PROJECT 5】東京2020大会レガシーの浸透

- ①オリンピックやパラリンピアン等の参画による取組の実施
- ②パラスポーツ等の取組を推進

4 いじめ総合対策【第2次・一部改定】

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立したことを受け、都は、平成26年6月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定し、同年7月、公立学校・私立学校を対象とした「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定した。

都教育委員会は、平成26年7月に都内公立学校を対象とした「いじめ総合対策」を策定した。平成29年2月に同対策を改訂し、「いじめ総合対策【第2次】」を策定した。さらに、令和3年2月「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を策定した。

(1) 対象等

ア 対象

都教育委員会、区市町村教育委員会、都内公立学校

イ 実施期間

令和3年4月から令和7年3月31日まで

(2) いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。

学校は、いじめほどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応することが重要である。加えて、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、これを解決に導いていかなければならない。

(3) いじめ防止の取組を推進する6つのポイント

- ・ポイント1 軽微ないじめも見逃さない
 ≪教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知≫
- ・ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む
 ≪「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応≫
- ・ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
 ≪学校・家庭・地域の連携による教育相談体制の充実≫
- ・ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする
 ≪日常の授業から、話し合い等を通して多様性等を認め合う態度を育成≫
- ・ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
 ≪保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進≫
- ・ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する
 ≪地域、関係機関等との日常からの連携≫

※上記の6つのポイントを踏まえて、いじめ防止の取組を推進するに当たっては、以下の3点について、教職員はもとより、保護者、地域、関係機関等から十分な理解を得ておく必要がある。

- ・いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をしない。
- ・いじめの行為の重大性や緊急性（加害の子供の故意性、継続性等を含む。）及びその行為により受けた被害の子供の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて、解決に向けて適切に対応する必要がある。
- ・行為を受けた子供が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する必要がある。

(4) 4段階の具体的な取組

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～ ・早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～ ・早期対応 ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～ ・重大事態への対処 ～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～ |
|--|

(5) いじめ防止のための「学習プログラム」

いじめに関する授業で活用するための指導事例・教材

- ・学習1 いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成
- ・学習2 互いの個性の理解
- ・学習3 望ましい人間関係の構築
- ・学習4 規範意識の醸成

(6) いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」

全ての学校で実施することが義務付けられている校内研修の取組事例

- ・研修1 「いじめ」の定義の確実な理解
- ・研修2 「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進
- ・研修3 いじめ問題の解消に向けた組織的な取組
- ・研修4 いじめを生まない環境づくり
- ・研修5 いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携
- ・研修6 「いじめ」の定義に基づくいじめの認知
- ・研修7 いじめの早期発見のための情報共有
- ・研修8 自己の取組を点検するレーダーチャートの活用
- ・研修9 いじめの解消に向けて効果のあった取組

5 都立学校における健康づくり推進プラン

都教育委員会は、平成16年度に策定した「都立学校における健康づくり推進計画」について、新型インフルエンザなど新たな健康課題の出現や「東京都健康推進プラン21（第二次）」（平成25年東京都福祉保健局）など関連計画の改定を受け、平成26年3月に「都立学校における健康づくり推進プラン」として改定した。

このプランに基づき、都立学校児童・生徒の心身の健康づくりのため、健康課題を総合的に把握し、より一層組織的で具体的な取組を実施している。

(1) 基本理念

児童・生徒が健康について自ら考え判断し行動できる実践力の育成
健康的な生活習慣の確立（生涯にわたる健康の基礎づくり）

(2) 施策の体系（3つの方向性と18の施策）

I 健康づくりの体制の構築と推進支援

学校保健活動の推進、児童・生徒の主体的な取組の推進、児童・生徒の健康管理体制の充実、健康危機管理体制の強化、人材育成・人材活用、情報の収集・発信

II 児童・生徒の健康管理に対する環境整備

心の健康づくりへの取組、性感染症予防への取組、学校環境衛生への取組、食物アレルギーや運動中の突然死防止への取組、児童虐待防止対策への取組

III 都立学校における健康教育の推進

実践力を育む健康教育の推進、性に関する指導の推進、運動・体力づくりの推進、食に関する指導の推進、歯・口の健康づくりの推進、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進、交通安全教育の推進

(3) 実施期間

平成26年度から10年間（5年を経過した時点で見直しを実施）

ただし、関連計画である東京都福祉保健局策定の「東京都健康推進プラン21（第二次）」の計画期間が1年延長されたことに伴い、実施期間を1年延長し、令和6年度までとする。

6 東京都子供読書活動推進計画

(1) 第四次計画策定までの国と都の動き

- 平成13年12月【国】「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行
 平成14年 8月【国】「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第一次)策定
 平成15年 3月【都】「東京都子ども読書活動推進計画」策定
 平成20年 3月【国】「第二次基本計画」策定
 平成21年 3月【都】「第二次東京都子供読書活動推進計画」策定
 平成25年 5月【国】「第三次基本計画」策定
 平成27年 2月【都】「第三次東京都子供読書活動推進計画」策定
 平成30年 4月【国】「第四次基本計画」策定
 令和 3年 3月【都】「第四次東京都子供読書活動推進計画」策定

(2) 第四次東京都子供読書活動推進計画

ア 計画期間

令和3年度から令和7年度までのおおむね5年間

イ 基本方針

- (ア) 学校(園)、図書館、家庭・地域、行政が連携して都内の子供の読書環境を整え、子供の主体的・自発的な読書活動を、その発達段階に応じて推進していく。
 (イ) 都の第三次計画での考え方を基本としつつ、国の第四次基本計画や、昨今の読書に関わる動向を踏まえ、次の4点を本計画の目指すものとする。

ウ 計画の目指すもの

- (ア) 乳幼児期からの読書習慣の形成

国の第四次基本計画において、高校生の不読率が改善しない原因として「中学生までに読書習慣の形成が不十分」であると分析されていること、また、都においても高校生の不読率は、小・中学生と比べて依然として高い状況にあることから、発達段階ごとの読書習慣の形成に向け、友人同士で本を薦め合う等、読書への関心を高める取組を推進する。

- a 不読率(※)の更なる改善

引き続き、令和7年度までには平成25年度からの半減を目指す。

※不読率…1か月に1冊も本を読まなかった児童・生徒の割合

	平成25年度		平成31年度		令和7年度
小2	2.6%	→	2.9%	→	1.3%
小5	5.4%	→	4.2%	→	2.7%
中2	13.2%	→	9.9%	→	6.6%
高2	31.8%	→	30.6%	→	15.9%

- b 区市町村での計画策定

令和7年度までには都内の全ての自治体で計画が策定できることを目指す。

(イ) 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進

学習指導要領において、言語活動の充実及び学校図書館を利用した児童・生徒の自主的、自発的な学習活動・読書活動の充実が規定されていることから、学校全体での読書活動、学校図書館活用の推進、学習活動における学校図書館の利活用の推進を目指す。

(ウ) 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」の施行を踏まえ、障害の有無にかかわらず全ての子供が等しく読書ができるよう、学校、公立図書館等において、個々の障害に応じたニーズを踏まえ、読書環境整備の更なる推進を目指す。なお、読書環境の整備・充実に当たっては、障害以外にも、日本語を母語としない子供、帰国・外国人児童生徒等、多様なニーズに配慮する。

(エ) 読書の質の向上

一人一人の興味・関心に合った本を読み、読書の幅を広げ、読解力の向上を図るための「読書の幅の拡大」、及び読書に喜びを感じたり、目的をもって本を読んだり、考えを深めたり、他人に伝えたりするための「読書に主体的に関わる態度の育成」を図ることを目指す。

エ 発達段階に合わせた取組

(ア) 乳幼児の読書活動の推進

乳幼児期からの読書の大切さや読み聞かせの有効性についての情報を発信し、啓発を行うと共に、家庭や地域における読書活動を推進する。

(イ) 小・中学生の読書活動の推進

読書を楽しいものと感じ、様々な種類の本に触れ、目的に応じて本を読むことができるよう、子供の発達の段階に応じた取組や、読書で得た喜びや感動等を自分の言葉等で表現できる場の設定を推進する。

(ウ) 高校生等の読書活動の推進

学年が進行するごとに不読率が高まる傾向を踏まえ、短時間でも継続して読書ができる環境づくりや、自己の興味・関心に応じた読書ができるような働きかけなど、学校・学級での読書活動の取組を推進する。

(エ) 特別な配慮を必要とする子供の読書活動の推進

障害のある児童・生徒や、日本語を母語としない子供、帰国・外国人児童生徒等が豊かな読書活動をしていけるよう、一人一人の実態に応じた指導や支援方法の工夫、読書環境の整備を推進する。

オ 読書活動推進の基盤づくり

区市町村における子供読書活動推進計画の策定・更新への働きかけ、読書活動推進状況等の調査、読書活動を支える人材の育成、子供の読書活動に係る啓発・広報等を行う。